



# 自治労なよろ

## 市職労情報

発行：自治労名寄市職員労働組合

電話：3-4174 FAX：3-8923

2013年4月11日

No.14



# 地公給与の削減を許さない！～闘争開始～

### 【これまでの経過】

国家公務員給与の改定及び臨時特例に関する法律（臨時特例法）による7.8%の削減は、2012年4月から2014年3月までの2年間、厳しい国家財政を踏まえ、東日本大震災の復興財源に寄与する目的として、苦渋の判断で労使合意し、国家公務員に対して実施されているものです。

一方地方は、制度上財政的な支援ができないため、被災地域に全国の自治体から『人的派遣』という形で支援を行うとともに「臨時特例法は地方へ波及させない」との政府方針が出されていました。ところが安倍政権は、民主党政権時代の方針を180度変えて、地方固有の財源である地方交付税を減額することで地方公務員にも7月から削減実施を要請しています。



### 【地方自治への不当介入】

地方交付税は、地方自治体間の不均衡を調整し（財源調整機能）、どの地域に住んでいる住民にも一定の行政サービスが提供できるようにする財源を保障する（財源保障機能）もので、『地方固有の財源』です。本来地方の税収とすべきですが、国税として徴収し、合理的な基準で地方に配分しているにすぎません。地方固有の財源である地方交付税を削減することは、こうした地方自治の本旨をないがしろにするものです。

地方公務員の賃金は、自治体の財政状況や職員数、民間賃金などの地域の実情を踏まえながら、労使交渉を経て自主決着してきました。今回の削減要請は、国に先立って実施してきた地方自治体の行財政努力をないがしろにし、不当に介入する行為です。また、地域では公務員賃金を参考にして給与決定している民間企業もあり、この削減によって官民総体の賃金は下がり、名寄市の地域経済に対しても悪影響を与える恐れがあります。

### 【今後の取り組み】

今後、市職労としては、4月26日を第1次行動日（山場）として闘争体制を構築し、国の削減を地方に波及しないことを確約（書面協定）させることをめざして闘争を進めます。また、山場の地点で当局から具体的な提案がされない（削減の考えを明確にしない）場合は、5月中下旬に第2次行動日を再設置し、継続課題として交渉を進めていきます。

今回の闘争は、全国統一のたたかいとして、国が行う地方自治への干渉に疑義を申し立てるとともに、地方分権の確立と地方公務員の賃金削減を阻止する取り組みとして闘争体制を確立します。全組合員が団結し、私たちのくらしと地方自治を守るために、みんなでたたかっていきましょう！！

### 【闘争スケジュール（第1次行動）】

4月10日：組合旗掲揚（闘争終結まで）

4月12日：4.12公務労協総決起集会

参加者：堺 卓也さん（社福・こども未来分会）

4月16日～19日：職場集会

4月22日～25日：重点交渉期間

4月26日：出張拒否・超勤拒否

道本部統一行動ストライキ（2時間上限）

## 『総務大臣宛大型ハガキ行動（1人20人）』の完全消化をお願いします！

◇事故が起ったら受付センターへ 0120-810-625（フリーダイヤル）

（自動車共済は2013年6月以降、順次全労済マイカー共済へ契約移管します）

何かあったら、まず組合へ！

広めよう話し合いを！ みんなで助け合おう【自治労北海道HP】

ユーザー名：hokkaido  
パスワード：jichi2009